

宜野湾市介護保険給付及び介護認定についてのQ & A

認定給付係に寄せられたお問い合わせや確認事項についてまとめています。

令和7年10月8日作成

令和8年1月14日更新

【1】介護サービス関係

No.	確認内容	回答	備考
1	ケアプランの軽微な変更の内容について	<p>原則、『居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員に係る項目及び項目に対する取扱い（厚生労働省）』に記載の項目のみ該当します。</p> <p>指定居宅介護支援等の事業及び運営に関する基準第13条第3号から第12号までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかを検討して下さい。</p>	
2	事業譲渡などによる運営法人の変更による事業所の名称変更については、「軽微な変更」に該当するか。	居宅介護（予防）支援事業所、介護サービス事業所の介護保険事業所番号及び名称のみの変更である場合は、「軽微な変更」に該当するものと考えられます。	
3	「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」（以下、居宅届）、「介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書」（以下、予防届）は、いつ提出が必要ですか？	<p>次のような場合に提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 初めて介護サービスを利用するとき 2. 新規認定・更新・区分変更で介護区分が変わるとき <ul style="list-style-type: none"> ・例：事業対象者 ⇄ 要支援 ⇄ 要介護 3. 認定期間・契約期間が終了し、再度サービスを利用するとき 4. 居宅介護（予防）支援事業所や小規模多機能型居宅介護支援事業所を変更するとき 5. 要支援者が転居し、担当の地域包括支援センターが変わるととき 6. 転入し、宜野湾市の被保険者となったとき <ul style="list-style-type: none"> （居宅支援事業所の変更がなくても提出が必要です） 7. 生活保護受給者で医療保険未加入の方が65歳になったとき 8. 支援事業所や地域包括支援センター等の「事業所番号」が変わったとき 9. 病院や施設から退院・退所し、居宅サービスを利用するとき <ul style="list-style-type: none"> （入院・入所前と同じ居宅支援事業所で契約が続いている場合は不要です） <p>やむを得ない理由で提出が難しい場合は、必ず上記に該当した月内に「認定給付係」へご連絡ください。</p>	
4	暫定利用を始めた場合は、いつまでに居宅届、予防届を提出すればいいですか？	<p>サービス開始月の月内に提出してください。やむを得ない理由で提出が難しい場合は、必ず開始月内に「認定給付係」へご連絡ください。</p> <p>要支援（要介護）で暫定プランを作成する場合、要介護（要支援）になる場合を想定し、居宅届（予防届）を提出することが望ましいです。</p>	
5	事業対象者が新規申請を行い要支援の見立ての場合、予防届の提出は認定後でよいのか。	<p>総合事業のみ利用し、認定結果が要支援になった場合、申請日に遡り認定結果に応じたサービス利用単位となるため、申請月内に予防届を提出する必要があります。</p> <p>サービスの利用が無い場合は、サービス開始月内に提出してください。</p>	

宜野湾市介護保険給付及び介護認定についてのQ & A

6	短期集中リハビリテーション実施加算、短期集中個別リハビリテーション実施加算の起算日について	起算日は退院（所）日又は認定日の最新の日とする。 退院（所）日…病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日 認定日…新たに受けた要介護認定の有効期間開始日（申請日）	介護報酬の解釈 1 単位数表編（社会保険研究所） 230P,313P
7	下記の書類について、署名や押印は不要として差し支えないか。 ・居宅サービス計画書 第1表 ・介護予防サービス支援計画書 ・契約書 ・重要事項説明書 ・秘密の保持(個人情報の取扱い)についての同意書	押印は省略可能ですが、従来通り説明と同意は必要であり、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいとされています。そのため、説明をし同意を得た証として以下の順番で対応してください。 ①本人署名 ※署名欄がない様式は余白等に署名してください。 ②代筆（代筆者の氏名、続柄、関係性を併記）（①ができない場合） 本人に説明し、同意を得たことがわかるように支援経過に詳細に記録してください。 契約に関しての利用者側の心情等も考慮し、署名押印を一律に禁止するものではありませんので柔軟に対応していただきますようお願いいたします。 また、利用者への説明、同意、契約に関しては支援経過にも記録し、運営指導等の際に提示できるようにしてください。	押印についての Q & A (令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)
8	利用者から頂く居宅サービス計画書 第1表の署名については、居宅介護支援事業所の控えのみに記載してもらい、各事業所へ交付する居宅サービス計画書への署名は不要か。	居宅介護支援事業所の控えのみに署名を得ること構いません。	

【2】介護認定について

No.	確認内容	回答	備考
1	まだ 65 歳になっていませんが、介護が必要になりました。いつから申請ができますか？	申請は 65 歳になる誕生日の 60 日前からできますが、要介護認定の有効期間の開始日は誕生日前日となります。ただし、40 歳から 64 歳までの方で、特定疾病※により、介護や支援が必要な方も申請ができます。 ※特定疾病については、窓口でご確認ください。	
2	入院中でも申請ができますか？	申請はいつでもできますが、入院（転院）直前直後は避けていただき、状態が安定してからご申請いただくようお願いしています。 別の病院に移ることが決まっている場合は、病院を移った後に申請をお願いします。その場合、入院先の医師に介護保険の申請を伝えてください。	

宜野湾市介護保険給付及び介護認定についてのQ & A

3	更新申請はいつからできますか？	更新申請は、有効期間（被保険者証に記載）満了の 60 日前からできます。 更新申請の対象の方に、更新申請の案内を送付しておりますので、介護サービスの利用がある方については、そちらをご確認ください。	
4	要介護認定を受けており、市外(県外)に異動します。要介護度はどうなりますか？	住所を異動して 14 日以内に、転入先の市町村にて介護保険の転入の手続きを行うことで、一定の期間、宜野湾市で判定された介護度が転入先の市区町村でも継続することができます。 転入先での介護サービスについては、ケアマネジャーにご相談ください。	
5	認定の結果が出るまで、どれくらいかかりますか？	介護認定の結果が出るまでには、1ヶ月程度ですが、現在、申請者数が増加傾向にあり、1ヶ月半～2ヶ月程度かかる場合もあります。認定が遅れる見込みのある場合には、遅れる理由などを郵送でお知らせしています（延期通知書）。 介護保険のサービスをすぐに使いたい場合には、申請してすぐに利用することは可能です。ただし、認定結果が『非該当』の場合や、要介護度ごとの限度額を超えた分については、全額（10割）自己負担となり注意が必要です。申請時にご相談ください。	
6	要介護認定等の資料提供（情報開示）について	申請者の欄は事業所名・個人名をご記入のうえ、事業所印の押印をお願いいたします。個人印で押印されている場合は資料提供しておりませんので、ご注意ください。また、下部の被保険者署名も本人署名もしくはご家族の代筆、押印もお忘れのないよう、お願いいたします。	

【3】介護認定進捗確認システム『みつけ～る』について

No.	確認内容	回答	備考
1	「みつけ～る」とは	「みつけ～る」は、要介護認定申請の進捗状況を確認するためのシステムです。 利用者は、申請時に交付された申請番号を照会することで進捗状況を確認できます。	
2	「みつけ～る」は誰でも利用できますか。	令和7年11月からどなたでも利用することができるようになりました。ぜひご活用ください。	
3	「みつけ～る」を利用しているが、更新されてない。	「みつけ～る」の更新は、自動で随時行われているわけではなく、週1,2回更新作業を行っています。また、ページごと更新しておりますので、毎回「みつけ～る」のホームページから「みつけ～る」(Excelファイル)を開いてご利用ください。	